

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

林業振興課 林業振興担当

議案名

議案第92号 指定管理者の指定について(桐生広域林業会館)

趣旨・目的

桐生広域林業会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生広域林業会館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき桐生広域林業会館の管理を行わせるため、桐生広域森林組合を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生広域林業会館
- 2 指定する団体 桐生市相生町三丁目560番地の5
桐生広域森林組合
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生広域林業会館は、林業の振興及び技術の向上を目的として、林業関係者が必要とする各種林業資材の調達や展示、林業技術の向上、森林所有者の意識高揚と林業後継者の育成推進を図るための研修の場を提供するとともに、広く林業知識の普及を図るための活動拠点施設として、平成8年3月に設置された施設です。

桐生広域林業会館の指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、公募による選考を行った結果、同会館内に事務所を有し効率的な運営管理が可能であり、桐生市林業の中核的な役割を担い事業に精通している桐生広域森林組合を、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。